

85 明治43年4月 宅地地価修正に付局長訓示

局長訓示演説

諸君 現下署務多忙ノ時ナルニ拘ラス本日茲ニ諸君ヲ召集シタルモノ、主トシテ宅地地価修正事業ニ関シ本官ノ方針ヲ訓示シ、兼テ本事業ニ対スル諸君ノ腹案ヲ聽カムト欲スルニアリト雖、今ヤ恰モ年度ノ初ナルヲ以テ一般税政執行ノ方針ニ関シ併セテ一場ノ訓示ヲナスモ、亦敢テ無用ナラサルヲ信ス

抑モ税務行政ハ国民ノ休戚国家ノ消長ニ最モ直接至大ノ關係ヲ有スルカ故ニ、從来反覆訓示シタルカ如ク、税務執行ニ当リテハ周到適実ヲ図リ負担ニ偏輕偏重ノ患ナカラシムルコトヲ期セサルヘカラス

幸ニ諸君ノ慎重ナル注意ト忠実ナル励精トニ因リテ能ク円満ナル執行ヲ見ルヲ得タルハ、本官ノ深ク満足トスル所ナリト雖、惟フニ現時ノ税制ハ或ハ戦時懃懷ノ際ニ制定セラレ、或ハ諸般経済事情ノ変遷ヨリシテ必スシモ国民負担ノ衡平ヲ得タリト言フ可カラサルモノアリ、即チ這般諸税法ノ整理改善ヲ行ハレタル所以ナルカ故ニ、改正税法ノ執行ニ当リテハ克ク這般ノ主旨ヲ憲ラサル事ヲ期セサルヘカラス

從來各署ニ於ケル税務執行ノ跡ヲ見ルニ、所得税、營業税及間税検査等ニ關シ往々非難ノ声ヲ耳ニスルコトアルハ、本官ノ深ク遺憾トスル所ナリ、是レ独り税務執行者ノミヲ責ムヘカラスト雖、烟ノ存スル所必シモ火ナキニアラス、彼ノ或ハ法令ノ規定ニ拘泥シ、或ハ自由裁量ヲ擅ニシ或ハ取扱ヲ激変シ、又ハ認定ヲ濫リニシテ物議ヲ惹起スカ如キハ、法令運用ノ妙ヲ得タルモノト言フヘカラス、諸君ハ常ニ民間經濟ノ盛衰ニ留意シ、又多數民意ノ向フ所ヲ察シ、平素人民ニ接スルニハ言語ヲ慎ミ叮嚀懇切ニ理義ヲ明ニシ、寛嚴其ノ宜シキニ適ヒ衷心納稅義務ノ重スヘキヲ知ラシメサルヘカラス

法人所得及相続税ノ調査ハ、税其ノ者ノ性質上調査ノ的確ヲ期スルハ容易ニアラサルヘシト雖、納期ノ一定セルモノナキノ故ヲ以テ、從来一般ニ決定ヲ遅延スル傾向ナキニアラス、然レトモ調査ヲ遅延スルトキハ課税物件ノ根基愈々不明ニ帰シ、延ヒテ課税ノ衡平ヲ期スルコト能ハサルニ至ルヘキヲ以テ、将来深ク注意スヘキハ勿論、其ノ調査三当リテハ財産価格ヲ妄断スルカ如キ弊ナキヲ要ス

国税ノ徵収ハ幸ニ諸君ノ熱心ナル勤勉ニヨリ、逐年成績ノ舉リツ、アルハ深ク其ノ労ヲ多トスル所ナリト雖モ、未タ理想ノ域ヲ去ルコト遠ント謂ハサルヘカラス、諸君ハ宜シク市町村ト連絡ヲ執リ益々督励ニ勉メ、各種ノ機会ヲ利用シ納稅義務ノ重ンスヘキヲ知ラシメ、税法最終ノ目的ヲ達スルト同時ニ、税源ノ涵養ニ昂メ國家ノ徵稅權ト國民ノ納稅義務トノ円満ナル調節ヲ期セラレン事ヲ望ム

昨年十一月稅務官署ノ官制改正ノ趣旨ハ、當時会同ノ際訓示セル如ク、経費ヲ節約シ官吏ノ待遇ヲ厚フシ事務ノ簡捷敏活ヲ期スルニアリ、今ヤ已ニ一般官吏ノ増俸ヲ實行セラルルト共ニ、官吏ノ責任層一層ノ重キヲ加フルニ至レリ、諸君ハ能ク此ノ主旨ヲ体シ少數ノ吏員ヲシテ最モ有効ニ事務ノ進捗ヲ計ラサルヘカラス、若シ夫レ官吏増俸ノ結果一時収入ノ增加ニ依リ奢侈ノ風ヲ誘起スルカ如キハ、官紀振肅上深ク留意スヘキ事ニ属スルヲ以テ、部下ヲ督励シ清廉身ヲ持シ、必要経費ヲ除キ余裕アルモノハ宜シク貯金方法ヲ講シテ不慮ノ変ニ備ヘシムルヲ要ス

終リニ本會議ノ主題タル宅地地価修正ノ事業ニ至リテハ、政府多年ノ宿題ヲ解決シタルモノニシテ、実ニ改租以来ノ大事業タリ、数年来諸君ノ熱心ナル準備調査ニ依リ略示其ノ梗概ヲ調査シ得タリト雖、爾後管区ノ変更ト經濟ノ消長トニ依リテ推移変更ヲ免レサルカ故ニ、今回更ニ全部ニ亘リテ調査ヲ新ニセムトス、時恰モ夏季所得稅調査ノ時期ト湊合シ、諸君ノ勞ハ実ニ想像ニ余アリト雖、地価修正ノ適否ハ实ニ國民永遠ノ利害ニ関シ、當局ノ責任更ニ一層重キモノアリ、諸君ハ此際非常ノ覚悟ト精励トヲ以テ之ニ從事シ、能ク部下ヲ督励シテ慎重敏速ニ予定ノ完結ヲ期セラ

レ、明春花笑フノ時復一堂二会シテ、俱ニ共ニ其ノ成功ヲ祝サレムコトヲ望ム

本會議ニ付スヘキ宅地地価修正実施順序、注意事項、諮問案及其ノ他参考書類ハ別紙ヲ以テ配付シタリ、充分意見ノ存スル所ヲ吐露シ慎重審議以テ本會議ノ日的ヲ達セムコトヲ望ム

明治四十三年四月二十七日

大阪税務監督局長 渡辺義郎

(昭53 大阪 38)

86 明治43年5月 職員誓伍組織申報

明治四十三年五月廿六日決裁

〔湯浅税務〕署長印

課長

課員

主任印

秘第一五号

誓伍組織二付申報

第一誓伍

長 伍員

直税課長 属 松井馬太郎

同 同

直税課員 属 栗山幸齋

同 同

属 伊藤良之助

伏木貞

第二誓伍

長

同 同

同 同

雇 雇

赤松寛之

戸木安太郎

間税課長

庶務課長

庶務課長

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

庶務課員

湯浅税務署
係部

税務監督官

當署ハ人員僅力ニ付誓班ヲ設ケス
右申報候也

年 月 日

局 長 宛

秘第一一七号

署 長

官吏服務紀律及稅務官吏服務心得等ノ恪守ヲ誓ヒ、又自治ノ主義ヲ以テ各自ノ品性ヲ陶冶スル為、左ノ主旨ニ依リ速
カニ誓伍ヲ組織シ、別紙書式ニ依リ申報スヘシ

各課部(局)ニアリハノヲ通シ席次順二(官等官以下常雇ヲ含ム)五人ツヽヲ一誓伍トシ、每誓伍其ノ首席者ヲ以テ誓伍長トス

但伍員三異動ヲ生シタル時モ六月、十二月ノ中間ニ於テハ當該伍員中ノ席次ヲ訂正スルニ止メ、其ノ波動ヲ誓班ニ及ホサ、ルモノトス

誓伍長ハ誓伍員ヲ督励啓發スルノ責ニ任スルモノトス

二誓伍乃至三誓伍ヲ以テ、一誓班トシ、其ノ首席者ヲ以テ誓班長トス

誓班長ハ誓班員ヲ統率シ、其ノ督励啓發ノ責ニ任スルモノトス

（例へハ第一、誓伍ハ第二、誓明長ニ属シ、第三誓伍ハ第一、誓明長ニ属シ、第四誓伍ハ湖ツヲ第一、第五誓伍ハ第二、第六誓伍ハ第三、誓班長ニ属シ）

人員組合セノ結果五人未満ノ端数ヲ生スルトキハ、其ノ三人以上ノモノハ之ヲ以テ
誓伍ヲ組織シ、其ノ二人以下ノモノハ適宜他ノ誓伍三分属セシムルコトヲ得

誓伍員ハ相互ニ切磋琢磨シテ各自ノ徳性ヲ涵養向上セシムルト共ニ、新智識ノ修養ニ努ムヘシ、若シ伍中ヨリ背晝者ヲ出シタルトキハ伍員一同ノ不名誉タルヘク、班中ヨリ出スモ亦其ノ班ノ不名誉ニ帰スヘキヲ以テ、伍員、班員ハ各自恒ニ戒慎スヘキハ勿論、自己所属ノ伍員及他伍、他班ノモノニ対シテモ警戒忠告ヲ為スノ義務ヲ負フモノトス

署長ハ(監督アリテハ) 誓團長トナリ各班ヲ統率シ誓伍ノ成績ヲ勘案シ、伍員中ノ優良ナルモノ及不良ナルモノニ付テハ其事由ヲ詳細ニ取調ヘ、毎年六月、十二月兩度ニ各其月十日迄三申報スヘン、但シ臨時急報ヲ要スルモ

ノハ此限ニアラス

一 局長ハ各団ヲ統監ス

明治四十三年五月二十三日

大阪稅務監督局長 渡辺義郎印

〔申報様式は省略〕

(昭53 大阪 35)

87 明治43年6月 横浜稅務署に外事課設置の上申

横浜稅務署ニ外事課設置ノ件

東京局上申 明治四三年六月

横浜市ハ殊ニ多数ノ外国人居住シ、此等ニ對シテハ課稅上ノ交渉調査、若クハ職權ノ行使ヲ要スル案件常ニ輻輳スルヨリ、之カ措弁ノ為メ夫々各国語及其作法習慣等ニ熟通セル判任及雇員ヲ配置シテ、其國語ノ区分ニ依リ直稅ニ關スル諸調査ヨリ間稅徵収及滯納事務等、總テ同一人ヲシテ接觸処理セシメ、尚此等ノ外事々務担当ノ吏員間ニ在リテモ、共ニ其氣脈ヲ密接ニシ方針歩調ヲ整フルノ必要アリ、加フルニ常ニ相互用務ノ交渉尠ナカラサルヨリ、右外事員ハ之ヲ分離シテ稅務署分課規程ニ依ル各課ニ分属セシメ難ク、従テ在来外国人ニ関スル事務ヲ目的トシテ、自ラ分掌上ノ区画ヲ生シ來レル義ニ候得共、要スルニ是皆実際ノ必要ニ依テ生シタル自然ノ慣行ニシテ、今後益其必要アルノミナラス、事務ノ実況前陳之次第三付、寧ロ之ヲ特立セル一課ト為シテ名實共ニ一致セシメ候ハヽ、吏員執務上ノ指導監

督及事務ノ統一上、更ニ一層ノ便宜ト被為存候ニ就テハ、横浜税務署ニ限り現今ノ分課ノ外ニ外事課ヲ置キ、外国人ニ係ル一般税務ニ関スル事項ヲ分掌セシムルコトニ致度、尤税額決定其他内部事務ノ整理処理ニ關シテハ、各其主管課ト合議セシムルコトヽシ、之カ関連統一上ニハ聊カ支障無之見込ニ有之候条、特ニ

右御認可相成度、此段稟申候也

主税局長通牒 明治四三年七月 往第七八四四号

横浜税務署ニ外事課設置ノ件認可相成候条、依命此段通牒候也

(平12 仙台 219-1)

88 明治43年7月 横浜税務署外事課設置

訓甲第五八号

其署ニ外事課ヲ置ク

附 則

本訓令ハ本年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年七月十六日

横浜税務署

東京税務監督局長

訓甲第五九号

横濱稅務署

其署二外事課設置ニ就テハ、從來他ノ各課ニ於テ分掌シタル事項中、左ノ事務ヲ掌ラシム可シ

一 通訳三閥スルコト

二 間税ノ検査及間接国税犯則者処分ヲ除ク外、外国人ニ係ル検査、調査、国税徵収及滞納処分ニ閥スルコト
前項第二号ノ事務ニ就テハ、該事務主管課ト合議シテ其ノ検査、調査又ハ処分等ノ執行ヲ為シ、尚其ノ結果ニ依ル課
税標準額又ハ賦課額ノ決定並税額ノ調定、其他当然内部事務ニ属スヘキ事項ニ就テハ各主管ノ課ニ於テ處理シ、相互
事務ノ関連ヲ得処務ノ統一ヲ期スヘシ

右内訓ス

明治四十三年七月十六日

東京稅務監督局長

(平11 東京 48)

89 明治44年4月 犯則密偵嘱託謝金支給の件

訓令秘第四号

志津川稅務署長

犯則密偵嘱託謝金支給内規、左ノ通定ム

明治四十四年四月六日

仙台稅務監督局長印

犯則密偵嘱託謝金支給内規

第一条 酒造税、酒精及酒精含有飲料税、並ニ酒母、醪及麴取締法ノ違反者、又ハ其ノ違反ノ事実ヲ密偵セシムル必
要アルトキハ、其ノ都度適當ノ者ニ嘱託シ偵察セシメ、其ノ偵察ノ結果犯則ヲ検挙シ、又ハ犯則検挙ニ便益
アリタルトキハ、之ニ相当ノ謝金ヲ支給スルコトヲ得

左ノ場合ニ於テモ亦前項ニ同シ

一 報酬ヲ受クルノ目的ヲ以テ密告シタルトキ

二 犯則事実ヲ知悉スルモ報酬ヲ受ケサレハ其ノ事実ヲ告ケサルトキ

第二条 前条偵察ノ結果又ハ密告ニ基キ調査スルモ、犯則ノ事実ナク又ハ之ヲ発見セサルトキハ、報酬ヲ為サルコトヲ得

トヲ受託者又ハ密告者ニ予告シ置クヘシ

第三条 謝金ハ凡ソ左ノ標準ニ基キ之ヲ定メ、別紙様式ニ依リ理由ヲ詳記シ支給方内申スヘシ

但シ、偵察ノ難易、犯則手段ノ巧拙等、各事件ノ実況ニ応シ多少ノ増減ヲ為スコトヲ得

酒類並ニ酒母、醪密造石数 謝金 五拾錢

五斗未満 同 七拾錢

壱石五斗未満 同 壱円

貳石未満 同 壱円武拾錢

貳石未満 同 壱円五拾錢

(以上ノ例ニ準シ適當ニ定ムヘシ)

貳石未満 謝金 五拾錢

麴密造石数

参石未満

同 七拾錢

五石未満

同 壱円

五石以上

(以上ノ例ニ準シ適當ニ定ムヘシ)

(別紙)

年 月 日

局長宛

謝金支給方内申

何署長官氏名

何県何郡町村番地

受給者 何 某

一 金何程

酒類密造者（又ハ何々）偵察方予テ囑託致置候處、其ノ内偵「密造」（可成内偵又ハ密告ノ事實ヲ詳記スルモノトス）ニ基キ取調ヘタルニ、何郡何村何某ハ酒類製造ノ免許ヲ受ケヌシテ濁酒何程密造セシ事實ヲ發見シ、何月何日通告「告発」致候、就テハ前記金額何某ニ支給相成度、此段内申候也

秘第一七三号

明治四十四年七月三日

税務署

仙台税務監督局印

密偵費支出方法ニ関スル件

密偵費支出方法ニ関シ別紙ノ通り主税局長へ照会済ニ付、右方法ニ依ルヲ要スル場合ハ便宜立替支給ノ上、密偵費支給方内申ト共ニ立替払請求ヲ為シ得ル義ト御承知相成度

右通牒ス

(別紙)

秘第一五六号

明治四十四年六月廿四日

仙台税務監督局長 楠 正篤

大藏省主税局長 菅原通敬殿

密偵費支出方法ニ關スル件

濁酒密造取締ノ周密ヲ期スル為メ、曩ニ御詮議ヲ經テ相当予算ノ御配付ヲ得候處、右計画ノ実施ニ付支払上ノ正確ト秘密トヲ保タンカ為メ、別紙内規ヲ制定致候ヘ共、尚実際ノ支払方ニ關シ甲号ノ如キ事情アルヲ以テ、乙号ノ通り取扱致見込ニ有之

甲号

- 一 普通嘱託謝金支払ノ形式ニ依リ金券ニ債主氏名ヲ記シ本人ニ交付スルトキハ、金庫ニ出頭受領セサルヘカラサルヲ以テ、自然地方人ニ密偵謝金ヲ受クルノ事実ヲ伝播セラルヽノ虞アリ
- 二 若シ伝播セラルヽトキハ左ノ如キ弊害ノ伴フ虞アリ

(イ) 能ク事情ヲ解セサル一般民衆ヲシテ、税務署ハ密偵者ヲ使役シ密告ヲ勧誘シ、以テ摘発ヲ事トスルハ隱忍冷酷ノ処置ナリトノ誤解ヲ懷カシムルコトナキカ

(ロ) 密偵密告者力判明スルトキハ、密造者ハ之レ等ノモノニ対シ非常ニ疾視スルニ至リ、延テ郷党互ニ反目ノ端ヲ

発カシムルコトナキカ

三 前項ノ如キ弊害ノ伴フコトアリトセハ、一方ニ取締ノ効果ヲ挙ケ得ヘシトスルモ、一般税務行政上ニ受クヘキコト

影響モ渺カラサルヘキコト

四 密偵密告者ハ、些少ノ謝金ノ為メ遠路金庫ヘノ往復其他ノ手数ヲ厭ヒ、密偵密告ヲ為スモノ減少スヘキコト

乙号

一 税務署長ハ内規ニ適合シ謝金ノ支出ヲ要スト認ムルトキハ、収税官吏出張ノ序其他適當ナル機会ヲ利用シ、他ニ洩レサル様立替支払ヲ為シ、本人ノ正当領收書ヲ徵スルコト

二 税務署長ハ右領收書ヲ証トシテ自己ノ名ヲ以テ繰換ヘ払ノ請求ヲ為シ、直接支払ヲ受クルコト

三 繰換払ニ關スル犯則事項ハ別ニ通告、告発書ノ謄本ヲ徵シ、尚署長ヲシテ支払ノ必要ヲ生スル毎ニ事実ヲ内申セシムルニ付キ、彼是対査シテ之ヲ確認スルヲ以テ不取締ノ虞ナキコト

右乙号ノ支払方法ハ繰換払トシテハ異例ニ涉リ候ヘ共、特殊ノ事情ニ基キ特ニ右支払方法ヲ必要トスル次第ニ有之候
条、右御聞置キ相成候様致度云々

90 明治44年4月 雇員の洋服着用

訓令秘第五号

税務監督官

部

係

税務署

雇員昇序又ハ出張公務ニ服スルトキ可成洋服ヲ着用スヘキハ、明治三十六年十月内訓第三〇号ヲ以テ訓達シタル処ナ

ルニ、往々此ノ趣旨ヲ没却シ和服着用ノ者多数ヲ占ムル状況ニ有之候處、洋服ハ執務上便利ナルノミナラス、公務員ノ体裁ヲ保ツ上ニ於テ最モ適當ノモノト認メラレ候条、詰襟洋服ニテモ不苦候ニ付、特殊事情ナキ限り来ル六月一日ヨリ必ス洋服ヲ着用スヘク、若シ着用シ難キ事情アル者ハ局長又ハ署長ニ申請シ、許可ヲ受クヘキ儀ト心得ヘシ

明治四十四年四月十日

仙台税監督局長印

(平18 仙台 86)

91 明治44年4月 稅務監督局長會議要録 (抄)

一
明治四十四年四月
税務監督局長會議要録

出席人名

主税局長

菅原通敬

会長
番外

直税課長

鈴木繁

間税課長

今村次吉

經理課長

吉川良矩

大藏書記官

篠崎昇

稅務監督官補

丹羽鉄弥

稅務監督局長

東京

菅野盛次郎

京都

岩崎奇一

大阪

渡辺義郎

札幌

吉田平吾

秋田

岡村正市

仙台

楠正篤

宇都宮

河田貫三

河田貫三

乙竹仲太

長野

多胡敬三郎

名古屋

広島 菊池 良

丸亀 川崎軍治

熊本 蓮見義隆

鹿児島 勝正憲

大蔵大臣「桂太郎」ノ訓示

諸君本年モ亦例ニ依リ茲ニ諸君ト相会スルノ機会ヲ得タルヲ以テ一言本大臣ノ所思ヲ述ヘムトス

明治四十四年度ニ於ケル財政計画ハ本大臣力種々ノ機会ニ於テ声明シタル如ク、海軍軍備ノ充実、治水ノ根本政策、
鉄道ノ改良普及、朝鮮ノ開発、其ノ他教育産業ノ進歩、國民經濟ノ發展ニ必要ナル各般ノ經營ヲ行フニ在リ、政府ハ
規定ノ財政方針ヲ維持スル範圍内ニ於テ此等ノ計画ヲ立案シ、而カモ之力為新ニ國民ノ負担ヲ増加スルコトナキヲ得
タルハ、本大臣カ諸君ト共ニ最モ喜フ所ナリ

昨春來着手シタル宅地地価修正ノ事業ハ賃貸価格ノ調査、委員会ノ會議等總テ予定ノ計図ヲ愆ラス着々進行シテ、今
ヤ既ニ修正地価ノ算定ヲ終リ、近ク其ノ確定ヲ見ムトスルニ至リタルハ、本大臣ノ大ニ満足スル所ニシテ、諸君力日
夜励精部下ヲ督励シテ此ノ至難ナル大事業ニ從事シ、円満ニ各地ノ權衡ヲ考察シ賦租ノ基本ヲ確立シ、以テ税制整理
ノ目的ニ副フコトヲ得セシメタルノ勞ハ深ク謝スル所ナリ

前年各種税法ノ改正ヲ行ヒタル後ヲ承ケ、本年ノ帝国議会ニ於テハ税法ノ改正セラレタルモノ特ニ著シキモノナシト
雖、租税法規ノ改正セラレタルモノ亦二三ニ止ラス、且昨年改正セラレタル地租条例及營業税法ハ本年ヨリ其ノ実施
ヲ見ルニ至リタルヲ以テ、諸君ハ能ク改正ノ趣旨ノ在ル所ヲ了シ適実ナル施行ヲ為スコトニ注意セラレムコトヲ望ム

此度国税徵收法ニ改正ヲ加ヘラレ、滯納ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ延滞金ヲ徵收スルコトヲ得ルコトナレリ、蓋シ十分ノ資力ヲ有スルニ拘ラス納稅ノ手続ヲ怠リ、時ニ金利ヲ貪ラムトスルカ如キ弊ヲ矯正スルノ趣旨ニ出タルモノナリ、然レトモ元來矯弊ノ法規ハ之ヲ行ハスシテ其ノ目的ヲ達スルコト最モ其ノ精神ニ適スルモノナルヲ以テ、該改正法規ノ実行ニ當リテハ苟モ苛酷ニ涉ルガ如キコトナカルヘキハ勿論、租稅ノ徵收ニ付テハ懇切丁寧ナル取扱ヲ為シ、之ニ依リ納稅義務者ヲシテ稅務官吏ノ苦衷ノ在ル所ヲ了得セシメ、自ラ滯納ヲ為ササルヘキコトヲ心懸ケシムルニ至リ、以テ改正法規ノ適用ヲ待タスシテ其ノ目的ノ達セラルルニ至ルヲ期セラルヘシ

稅務官吏ノ服務心得ニ付テハ從来諸君ト相会スル毎ニ必ス本大臣ノ希望ヲ述へ置キタルヲ以テ、諸君ハ常ニ之ヲ服膺シ部下ヲ戒飭指導セラレツツアルハ、本大臣ノ信シテ疑ハサル所ナリト雖、稅務行政ノ重要ニシテ而カモ往々被執行者ノ非難ヲ招キ易キモノアルコトニ顧ミルトキハ、諸君ニ對シ機會アル毎ニ本大臣ノ訓示ヲ部下ニ伝達セラレ、忠實誠意ヲ以テ職務ニ當リ常ニ公正中正ノ取扱ヲ為シ、敢テ或ハ苛察ニ涉ル如キコトナカラシメラレムコトヲ望マサルヲ得ス、尚部下官吏ノ選択ト其ノ品性ノ薰化トニ付テハ一層ノ注意ヲ加ヘラレ、稅務ノ執行ヲシテ其ノ宜ヲ得セシメラレルコトヲ要ス

若夫レ諮詢又ハ協議ヲ要スヘキ事項ニ付テハ宜シク慎重ノ審議ヲ為シ、以テ稅務ノ執行上適切ナル成案ヲ具セラレムコトヲ望ム

大藏次官「若槻礼次郎」ノ訓達（要旨）

國勢ノ進捗ニ伴ヒ稅務ノ繁忙ヲ來スヘキハ勿論ニシテ、殊ニ昨年ハ宅地地価ノ修正事務アリテ特ニ多忙ヲ極メタルモ、各局及稅務署カ熱心其ノ事務ニ從事シ、各地トモ円満ニ良好ナル成績ヲ得タルハ全ク諸君ノ尽力多大ナリシニ因ルモノニシテ感謝ニ堪ヘス

宅地地価修正事務カスク円満ノ終了ヲ見ルニ至リタルハ、僅々一年又ハ半年ノ問題ニアラシテ、数年間ニ亘リテ準備ノ調査ヲ重ね能ク其ノ調査ニ於テ懇切ト公平トヲ期シタルニ因ラスムハアラス、故ニ他ノ一般事務ニ闇シテモ亦常ニ此ノ懇切ト公平トノ二者ヲ以テ事ニ膺ラムコトヲ要ス

従来議会其ノ他ニ於テ税務ニ関スル民間ノ苦情ヲ聞クコト尠カラス、其ノ苦情ナルモノハ必スシニモ全部理由アルモノナリト云フヘカラサルモ、亦以テ他山ノ石トスル所アルヲ要ス、例へハ所得税ノ調査ニ当リ各税務署間互ニ資料ノ交換ヲ為スハ必要ナルモ、往々其ノ資料ヲ絶対ニ信用シテ毫モ本人ノ申告ニ耳ヲ傾ケサル向アリト聞ク、由來資料ハ單ニ調査ノ参考ニ供スヘキモノニ過キス、而カモ其ノ資料タルヤ時ニ誤謬ナキヲ保セサルカ故ニ、能ク之ヲ本人ノ申述等ニ微シ事實ノ真相ヲ得ルニ努メサルヘカラス

間接国税犯則者処分法ハ税務官吏ニ多大ノ權限ヲ付与スルノ規定ニシテ、之力施行ニ當リテハ須ラク慎重ナラサルヘカラス、三十三年同法改正ノ際既ニ世上反対ノ声高ク、政府亦多数ノ税務官吏中万ノ職權乱用ヲ慮リ、當時大臣ハ其ノ施行上ノ心得ヲ訓示シ特ニ之ヲ官報ニ掲ケテ公表セラレタリ、其ノ精神ハ終始一貫何等ノ変更アルコトナシ、故ニ一般人権自覺ノ今日之力適用ハ一層ノ注意ヲ加ヘ、苟クモ其ノ程度ヲ逸スルコトナキヲ要ス

税務官吏其ノ言動ヲ慎マサルヘカラサルコトハ屢々大臣ノ訓示セラルル所ニ係リ、各員亦敢テ愆ラサルヘシト雖、往々納稅者ノ感情ニ誘發セラレテ慎重ヲ欠ク場合ナシトセス、尚一層ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ム、特ニ税務署長又ハ高等官ニ於テ其ノ言動ニ非難スヘキモノアラハ、忽チ官庁ノ威信ヲ失スヘキニ依リ大ニ戒心セサルヘカラス

経費ハ其ノ運用ヲ經濟的ナラシメ努メテ其ノ節約ヲ計ラサルヘカラス、然ルニ近來各官庁ニ於テ諸種ノ調査事項ヲ印刷シテ配付スルモノ漸ク多キヲ加ヘタルカ如シ、中ニハ折角ノ印刷物モ区々ノ調査ニシテ統一ナキカ為、殆ド一般ノ参考トナラサルモノアリ、自今各監督局ニ於テ調査シタル事項ニ在リテモ、各局自ラ印刷スルヨリモ之ヲ大蔵省ニ於

テ統一シタル後印刷ニ付スルヲ便利トスル場合アルヘキニ付、取捨選択其ノ宜ヲ得ムコトヲ望ム

今回國稅徵收法ノ改正ニ伴ヒ滯納者ヨリ延滞金ヲ徵收スルコトトナリタルニ付テハ、之カ適用方ニ関シテハ大ニ考慮ヲ要スヘキコト信ス、今日國民ハ重稅ヲ負担セルヲ以テ、實際ニ於テ納稅資金ヲ有セサル貧民ナシトセス、此等ニ對シテモ嚴格ニ延滞金ヲ徵セハ徒ニ彼等ヲシテ怨嗟ノ声ヲ大ナラシメ、却テ徵稅ノ目的ヲ全ウスル能ハス、故ニ延滞金ノ制ハ資力アル者カ故意ニ滯納ヲ為シ不当ニ金利ヲ貪ラムトスル者ニ対スル一種ノ矯正策トシテ、其ノ適実ナル運用ヲ為ササルヘカラス、徵收法改正ノ精神亦茲ニ在リト信ス

諮詢事項

第一 宅地地価修正事業ノ経過、成績及善後ノ処理並左ノ各項ニ關シ開申セラレムコトヲ望ム

イ 民間ノ感情異議申立ノ状況

ロ 地租名寄帳ノ整理ニ關スル助力又ハ監督方法

ハ 借地料又ハ売買価格ニ及シタル影響

ニ 将来ノ整理見込

(答申ノ要領) 宅地地価修正事務ハ數年来ノ経験ニ基キ、昨年之カ実施調査ニ當リテモ其ノ精密ト公平トヲ期シ、上司ノ訓達指導ト從事員ノ熱誠尽力トニ依リ各地トモ円満ニ進捗シ、今ヤ殆ド其ノ終了ヲ告クルニ至レリ民間ニ於ケル感情ハ平穏ニシテ其ノ増租トナリタル地方ニ在リテハ多少ノ異議申立者アリト雖、多クハ一部野心家ノ為ニスル所アリテ提出シタルモノニシテ、實際負担ノ權衡ヲ失シ訂正ヲ要スヘキモノ僅少ナルヲ以テ、今後監督局ノ調査進行中ニハ自ラ異議ノ撤回ヲ為スモノヲ生スヘク、結局其ノ審査ヲ遂行スヘキモノハ甚ダシク多カラサルヘシ

地租名寄帳ノ整理ニ関シ税務署力助力ヲ与フヘキ範囲ハ必シモ一定セス、特殊ノ事情アル一部ノ町村ニ対シテハ代テ其ノ整理ヲ為スノ要アルモ、他ノ最多数ハ記帳員數ノ校合ヲ助力スルノ程度ニ過キス、又其ノ監督ニ在リテモ各町村整理ノ良否ハ予メ推知シ得ヘキヲ以テ、其ノ整理不可ナリト認ムル所ニ対シシテノミ施セハ足レリ、故ニ名寄帳ノ整理及監督ノ事務ハ各地トモ本年ノ納期開始以前ニ完了スヘキ見込ナリ

宅地地価修正ノ結果増租ト為リタル地方ニ於テ、借地料昂騰シ売買価格低下シタルカ如キ事例一二ナキニアラスト雖、此等ハ單ニ市街地ノ一部ニ止リ、其ノ他ニ在リテハ未タ今日ニテハ何等ノ影響アリタルヲ聴カス将来ノ整理見込ニ付テハ調査ノ誤謬ト認ムヘキモノニシテ訂正ヲ要スヘキモノ尠カラス、各局長夫々其ノ誤謬ノ種類ヲ開申シタリ、乃チ主税局ハ此等誤謬ノ各種類ヲ綜合シテ其ノ整理方法ニ関スル一ノ成案ヲ提議シタルヲ以テ更ニ之ヲ議シ、結局左ノ通決定シタリ

誤謬其ノ他整理方法

一 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内、調査高キニ過キ之力為隣地又ハ其ノ付近ノモノニ比シ著シク不權衡ヲ呈シタルモノハ之ヲ訂正ヲ為スコト

二 編級其ノ他ノ誤謬ニ係ルモノノ内、調査低キニ過キ訂正ノ結果負担ノ増加スルモノ（負担増加セサルモ編級低キニ過キタルモノモ含ム）ハ、仮ヒ隣地其ノ他ト不權衡ヲ認ムルモ其ノ儘差措キ訂正ヲ為ササルコト

三 地図ノ誤謬其ノ他ニ依リ表地ト裏地ト転倒シテ編級ヲ為シタル如キ又ハ之ニ類似スル誤謬、即チ一ハ訂正ニ依リ負担ヲ増シ、一ハ之ヲ減スルモノニシテ、其ノ双方カ同一人ノ所有ニ係ルモノナルトキハ、地主ノ承諾ヲ得テ双方トモ之ヲ訂正ヲ為スコト、但シ地主ノ承諾ナキ場合ハ減少ノモノノミニ止メ、増加ノモノニ対シテハ訂正ヲ為ササルコト

四 委員会決議マテハ相当ナルモ、決議後調理ノ際誤謬ヲ生シタルモノニシテ、訂正ノ結果

(イ) 負担ノ減少スルモノハ相当訂正ヲ為スコト

(ロ) 負担ノ増加スルモノハ訂正ヲ為ササルコト、但シ本人ノ承諾アル場合ハ之カ訂正ヲ為スコト

(ハ) 負担三増減ナキモノハ相当訂正ヲ為スコト

五 耕地整理地区内ノ宅地ヲ地区外ノモノト誤認シ地価ノ修正ヲ為シ、又ハ同上地区外ノモノヲ地区内ノモノト誤リ修正セサリシモノニ付テハ、前者ハ修正処理ヲ取消シ、後者ハ誤謬ノ原因カ整理地区ノ変更ニ基クモノニ限り、問答書第六十四ニ準シ処理スルコト

六 一項及三項ノ訂正ヲ為サムトスルトキハ、関係書類及当該宅地付近ノ編級状況ヲ詳記シタル地図ヲ添付シ、決行前主税局長ニ申報スルコト

七 一項、三項乃至五項ノ訂正ヲ為スヘキ種類ノモノト雖、異議申立ニ係ルモノアルトキハ其ノ申立ニ対スル決定ニ依リ相当訂正スルコト（二項及四項）ニ該当セルモノト雖、異議申立アルモノハ相当訂正ヲ為スヘキハ勿論ノコト

八 修正地価ニ異議ナク單ニ等級又ハ賃貸価格ノミニ異議アルモノト雖、異議申立ヲ為シタルモノハ修正地価ニ異議アルモノトシテ相当処理スルコト

九 前各項ニ該當セサル地価修正上ノ錯誤、其ノ他ニシテ訂正処理ヲ要スト認ムルモノハ、処理以前予メ其ノ要件及処理方法ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ処理スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一〇 前各項ニ依リ訂正シタルモノニシテ、実施順序第三十八条ノ修正地価確定額表ニ組入レ調理セサリシモノハ、訂正ノ時々其ノ要件ヲ主税局長ニ申報スルコト、但シ異議申立ニ依リ訂正シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

其ノ他修正事務ニ関連スル各種事務ノ整理ニ付テハ、各局其ノ事情ヲ異ニスル所アルヲ以テ、別途主税局ト協議スルコトトセリ

(主税局長ノ演述) 本事業ハ重大問題ニシテ其ノ関係スル所至大ナリシニ拘ラス、平穩ニ円満ナル結了ヲ見ルニ至リタルハ、各局ノ計画宜シカリシト從事員ノ熱心ナル努力ニ因ルモノニシテ感謝ニ堪ヘス

抑モ今回ノ宅地地価修正ハ負担ノ公平ヲ維持スルヲ以テ唯一ノ目的トスルモノナルカ故ニ、各種税法整理中殆ト理想ニ近キモノト謂ハサルヘカラス、從テ一二減スルト共ニ他ニ増スコトトナリ、其ノ間或ハ苦情物議等ノ波瀾アルヘキハ予メ大ニ懸念シタル所ナルニ、斯ク円満ニ而カモ其ノ結果ニ於テ案分低減等ノ煩累ナク巧妙ナル結了ヲ見タルハ、一二調査ノ精密公平ト事務ノ統一トニ因ルモノト信ス

顧レハ其ノ調査中ニ於テ局署官制ノ改正アリテ、管区ノ併合從事員異動ノ不便等ニ遭遇シ、且其ノ決定ニハ全國五百二達スル調査会ノ議ヲ経サルヘカラス、其ノ間ニ於ケル非常ノ苦心ハ察スルニ余リアリ、而カモ僅々四五ノ政府決定ニ止リシハ、以テ大成功ト謂ハサルヘカラス

尚本事業ニ關シ主税局ノ採リタル所、或ハ干涉ニ過ギタリトノ感念ナキヲ保セサルモ、是レ一二事務ノ統一ヲ計リ敏活ニ円満ノ解決ヲ得ムトスルニ過ギサリシヲ以テ、之ヲ諒察セラレムコトヲ望ム

第二 改正地租条例施行ノ状況如何

(答申ノ要領) 地租租率ノ改正ハ一般人民ノ歓迎セル所ナルモ、其ノ他ノ改正ニ付テハ施行後日尚浅ク特ニ陳述スヘキ点ナシ、尚其ノ取扱ニ關シテハ協議事項ノ部ニ譲リ以テ適當ノ協議ヲ遂クヘシ

第三 市町村ニ於ケル土地台帳ヲ廢止スルノ可否如何

(答申ノ要領) 廃止説ヲ述フル者アリ、存続説ヲ唱フル者アリテ各局ノ意見一致セス、結局各局ニ於テ實際ノ整理

状況ヲ精査シ、一方府県知事ノ意見ヲ聞キタル後、其ノ存廢ノ可否ヲ決定スルコトトセリ

第四 水害地免租処分ノ状況如何

(答申ノ要領) 昨年水害甚シカリン地方ノ当該局長ヨリ夫々其ノ状況ヲ陳述セリ、要ハ当時免租ノ範囲ニ付民間多少ノ物議ナキニアラス、又水害地方ニ於ケル各税ノ滞納ハ免レサル所ナリシト雖、機宜ノ処置ヲ採リタルヲ以テ免租処分ハ概シテ遲滞ナク結了ヲ告クルニ至リタリ

尚今後水害ノ際ハ各局隣接地方ニ於ケル処分ノ權衡ヲ維持スル為、特ニ主税局員ヲシテ出張調査セシメムコトヲ希望セリ

第五 所得税調査ノ前年ノ状況及本年ノ方針如何

(答申ノ要領) 前年ハ宅地地価修正ノ事務ニ加ヘ、水害善後処分アリテ局署事務最モ繁忙ヲ極メタルヲ以テ、所得税調査ニ閑シ新ナル施設ヲ為ス能ハサル事情アリント雖、尙前々年来ノ方針ニ依リ大小所得者間及都鄙納税者間ニ負担ノ厚薄ナカラシメ、課税標準率ノ精査ヲ遂ケ其ノ基礎ヲシテ確実ナラシメタルカ如キ、主トシテ課税ノ公平ヲ期シタルモノ多ク其ノ成績概シテ良好ナリ、本年ハ亦此ノ方針ヲ持続スルト共ニ本税ノ取扱規程ヲ改メ、監督局併合前ニ於テ多少区々ニ亘リタル取扱方ノ統一ヲ期セリ

(主税局長ノ演述) 所得税ハ營業税ト共ニ直接税ノ中ニ在リテ最モ負担ノ直接ナルモノナルカ故ニ少シク過重ナラハ直ニ苦情ヲ生ス、各局区々ノ取扱ハ特ニ避ケサルヘカラス、宅地地価修正ノ事務完了シタル本年ノ調査ハ一層適実公平ナラムコトヲ望ム

第六 改正營業税法施行ノ状況並從来ノ調査ニ改善ヲ加ヘタル事項如何

(答申ノ要領) 改正營業税法ハ本年始メテノ施行ニ係リ、其ノ實際ノ適用ニ付信託業其ノ他ニ尚多少ノ攷究ヲ要ス

ヘキモノアリト雖、大体ニ於テ円満ノ施行ヲ見ルニ至レリ、從來營業税ノ調査ハ或ル地方ニ在リテハ建物賃貸価格ノ算定ノ如キ、金銭貸付業ノ如キ、其ノ他小營業者ニ対シ多少過重ノ点ナキヲ保セサリシ故、前年来其ノ適正ヲ期シタリト雖未タ充分ナラサリシヲ以テ、本年税法ノ改正ヲ好機トシテ此ノ方針ノ実行ヲ計リ改善シタルモノ尠カラス、然レトモ之力為ニ生シタル税額ノ整理減ハ甚タ多カラス、税法改正ノ結果ニ因ル減額ト共ニ自然增收ヲ差引キ、結局昨年ニ比シ五分乃至一割ノ減額ニ過キサルヘシ

尚税法ノ改正ニ伴ヒ各税務署ニ審査会ヲ設ケルコトナリタル結果、審査請求者ノ増加セムコトヲ憂ヘ、本年ハ特ニ実地並ニ資料ノ調査ヲ精密ニシ政府ノ算定ヲ防止シタルカ故ニ、審査請求ハ甚シク増加スルカ如キコトナカルヘキヲ信ス

(主税局長ノ演述) 营業税ハ所得税ト同シク其ノ施行上最モ苦情多キ租税ニシテ、近時民間有識者間ニ於テ營業税廃止論ヲ唱フルモノアルニ至レリ、乃チ今回多少税法ノ整理ヲ見ルニ至リタルモ未タ尚其ノ負担過重ノ批難ヲ除クニ至ラス、特ニ小營業者ニ於テ過重ノ傾アルヲ以テ、此等ニ対シテハ税法ノ施行上特ニ意ヲ用ヒテ相当ノ斟酌ヲ加ヘサルヘカラス、今ヤ各局トモ其ノ整理ヲ方針トセルハ機宜ノ处置ナリト信ス、然レトモ整理ニ積極消極ノ別アリ、先ツ消極的ノ整理ヲ施シ、然ル後地方ノ状況ニ依リ徐ニ積極的ノ整理ヲ為ササルヘカラス、特ニ賃貸価格ノ標準更訂ニ関シテハ格別慎重ノ注意ヲ要ス

所得税、營業税ノ調査ニ專担員ヲ設クルノ方法ハ曩年ノ會議ニ於テ協定スル所アリ、各局トモ既ニ其ノ実施ヲ見ルニ至リタルヘキモ、專担員ハ當時納税者ノ消長ヲ觀察スルニ非サレハ効果少キヲ以テ、特ニ考慮アラムコトヲ望ム

營業税ノ下調ニ付資料及実地ノ両調査ヲ並行スルハ必要ナルモ、世間紛議ヲ生スルハ多ク実地調査ノ執行ニ由

來スルヲ以テ、納稅者ノ營業ヲ妨ケサル範囲ニ於テ機宜ノ調査ヲ為サムコトヲ要ス

第七 改正相続税法施行ノ状況如何

(答申ノ要領) 改正相続税法ハ其ノ施行後日尚淺ク別ニ陳述スヘキモノナシト雖、各地トモ本税ノ調査ハ遷延三亘リ易ク、殊ニ前年ハ宅地事務等ノ為殊ニ其ノ甚シキヲ見タリ、本年ハ之カ整理ヲ期スヘキモ、何分戸籍吏ノ報告延滞スルハ各地同様ノ状況ニシテ頗ル遺憾トスル所ナリ、從テ予メ報告又ハ申告用紙ヲ印刷シテ戸籍吏及納稅者ニ配付スルカ如キ、又一方稅務主任會議等ニ於テ協議スルカ如キ、専ラ其ノ矯弊ニ努メツツアリ

(主税局長ノ演述) 本税ノ調査遷延スルトキハ其ノ精確ナル課稅価格ヲ得ルニ難クシテ、脱漏ヲ生スルノミナラス延テハ納稅者ノ紛議ヲ釈スヘキカ故ニ、成ルヘク速ニ調査ヲ遂ケムコトヲ要望ス

第八 通行稅徵收ノ状況如何

(答申ノ要領) 通行稅ノ徵收ニ關シテハ、同法施行當時ニ在リテハ成ルヘク検査監督ヲ為ササル方針ナリシヲ以テ、其ノ勢ハ今日ニ及ヒ取締上遺憾ノ点ナキニアラス、遂ニ今回ノ京都電鉄ノ脱稅事件ヲ惹起スルニ至レリ、該事件ノ發生ヲ機トシ各局トモ夫々調査ヲ遂ケタルニ別ニ不正ノ点ヲ發見セス、而カモ今日ニテハ之カ一種ノ刺戟トナリテ一般ニ良好ノ状況ヲ呈セリ

(主税局長ノ演述) 本税施行當時ニ在リテハ、成ルヘク拘束ヲ加ヘサル方針ナリシト雖、絶対ニ之ヲ放任スルトキハ勢ヒ脱稅ノ弊ヲ生スヘキカ故ニ、時ニ適當ノ取締ヲ為スノ必要アリ、然レトモ其ノ施行ノ簡易ナルコトカ即チ本税ノ特質ナルコトニ注意セサルヘカラス

第九 酒造ノ状況並酒造ノ他稅源ノ涵養ニ關シ特ニ施設シタル事項如何

(答申ノ要領) 四十三酒造年度ノ酒造ハ各局トモ十月一日ノ持越高比較的僅少ナリシヲ以テ、前年度ヨリモ造石數

ノ増加ヲ予想シタルモ、實際ハ之ニ反シ概シテ多少ノ減石ヲ呈シタリ、畢竟仕込着手當時ノ米価高カリシヲ以テ、當業者ハ其ノ爾後ノ低落ヲ待望シテ各自仕込ノ手控ヲ企テタルニ、米価ハ依然トシテ低落スルニ至ラス、其ノ間遂ニ釀期ヲ失シタルモノ多キニ因ル、只例外トシテ灘伏見等ノ名釀地ハ其ノ醇良酒ノ需要多カリシニ依リ、又高知、宮城等ノ各県ハ密造酒ノ取締ヲ励行シタルニ依リ、何レモ多少ノ増石ヲ呈シタルノミ

酒造税源ノ涵養ニ関シテハ生産費ノ減少、品質ノ改善、貯藏ノ安全及腐敗酒ノ救済等ニ付多年提撕指導シタル結果、漸次當業者ノ覺醒ヲ促スト共ニ、彼等ヲシテ技術官ヲ信頼セシムルコトトナリタリ、四十三年度ニ在リテモ亦年来ノ方針ニ依リ各地三試釀場ヲ設ケテ、加工硬水、山卸廃止、酸馴養連釀等諸種ノ改良釀法ヲ試ミテ當業者ニ範ヲ示シ、或ハ酒類ノ品評会ヲ助成シ講話会ヲ開ク等ニ当業者ノ開発ヲ計リ、又腐敗変味ヲ生シタルモノニ対シテハ隨時之力救済ノ途ヲ講シタリ、而シテ其ノ成績ハ何レモ良好ニシテ一般ニ非常ナル好感ヲ与ヘタリ

酒造以外ノ諸税源涵養ニ関シテモ亦多少ノ施設ナキニアラサルモ、未タ酒造ノ如ク格別ナル事項ヲ見ルニ至ラス

税源涵養ノ範囲、方法及程度等ニ付各局其ノ方針区々ニ涉レルヲ以テ、予メ一定スルノ必要アリトノ説出タルモ、斯ノ如キコトハ地方ノ状況ニ依リ隨時適切ナル方針ヲ採ルヘキモノニシテ、一定スヘキ性質ノモノニアラストノ意見多シ

尚技術官ノ定員寡少ニシテ諸種ノ税源涵養上所期ノ施設ヲ為ス能ハサル事情アルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ、技手ノ定員ヲ増加スルト共ニ技师ヲ鑑定部長タラシムルコトハ各局ノ希望スル所ナリ

(主税局長ノ演述) 本年度ノ酒造々石高カ予期セシヨリ減少シタルハ遺憾ナルモ、是レ已ムヲ得サルノ事情ニ起因

スルモノニシテ、如何トモスルコト能ハス、然レトモ各局酒造ノ改善ニ付テハ熱心ナル指導ヲ為シ、一般業者ノ氣運ヲシテ良好ナラシメ、技術官ニ対スル信頼ヲ厚カラシメタルハ喜フヘキ現象ナリトス

税源涵養ノ程度及範囲ニ付テハ予メ一定ノ方針ヲ樹立シ得ヘキ性質ノモノニアラス、元ヨリ各地実際ノ情況ニ適応シタル处置ヲ採ルヲ要スト雖、地方官衙ト競争シ又ハ衝突スルカ如キコトハ努メテ之ヲ避ケサルヘカラス
税務當局ニ於テ税源涵養ノ如キ勸業的ノ事務ヲ執行スルハ、官制上当然与ヘラレタル權限ニアラストノ説ナキニアラスト雖、税務當局カ調査研究ノ結果ヲ當業者ニ致シテ産業ノ發達ニ資スルモ、決シテ權限問題ヲ惹起スヘキモノニアラスト信ス、由來税務官衙ニ技術官ヲ配置セラレタル趣旨ハ、技術ニ關スル税法ノ執行ニ任セシムルト同時ニ、課稅物件ノ改良、生産費用ノ節減等利益増進ニ資セシムルニ在ルコトハ、三十六年本會議ニ於ケル大藏大臣ノ訓示ニ徵スルモ明ナリトス

醸造試験所カ創立當時農商務省ノ主管ニ属シ、後大藏省ニ移サレタルハ實際ノ便宜ニ因ルモノニシテ、今日税務當局カ酒類其ノ他ノ醸造ニ關シテ指導獎励ヲ為シツツアルハ事實ナリ、若シ今一朝税務當局ニシテ此ノ方針ヲ放棄センカ、政府ノ醸造物ニ対スル獎勵保護ハ事實皆無ニ帰スヘシ、是レ現下實際ノ情勢ナルコトヲ顧ハサルヘカラス

要スルニ税源涵養ノ事務ハ勸業行政ノ官序當然ノ權限ヲ侵ササルコトニ注意スルト共ニ、常ニ其ノ協議ヲ遂ケテ意思ノ疎通ヲ計リ、夫々土地ノ實況ニ応シ相当ノ範囲ニ適當ノ方法ヲ以テ実行セラレムコトヲ望ム
台灣、琉球、大島及小笠原諸島ハ其ノ天候地味等ノ關係上、砂糖ノ適地トシテ之ヲ保護スルノ要アルモ、其ノ他ニ在リテハ積極的ノ保護ヲ為スノ要少カルヘシ、税務當局カ本税々源ノ涵養上自ラ考慮ヲ要スヘシ
税務局署ニ技術官増員ノコトハ主税局ニ於テモ亦年来ノ希望ナルヲ以テ、各局希望ノ趣旨ハ之ヲ諒セリ

税務当局ヨリ希望シテ府県ニ醸造ニ関スル専任技師ヲ採用セシムルコトニ付テハ、既ニ二三其ノ実行ヲ見タル所アリト雖、其ノ指導獎勵等事務ノ実行ニ際シ往々税務技術官トノ間ニ感情ノ融和ヲ欠キ易キ傾向アルヲ以テ、相当ノ考慮アラムコトヲ望ム

醸造試験所ニ於テ研究ノ結果効果アリトシテ発表シタル事項ハ、各局ノ技術官其ノ中介者トナリ善意ヲ以テ之ヲ一般当業者ニ普及セシムルコトニ、今後一層ノ尽力アラムコトヲ希望ス

酒造税法ヲ改正シ第四納期ヲ五月ニ繰下ケ貯蔵減量ニ対スル課税ヲ免除スヘシトノ説ハ、当業者年來ノ請願ニシテ常ニ議会ノ問題トナレリ、納期繰下ノ結果ハ初年度ニ於ケル国庫ノ歳入ニ二千万円ヲ減シ、現時ノ財政ハ之ヲ許ササルノミナラス徵稅上ノ不安ヲ多カラシメ、貯蔵減量ニ付テモ亦國庫ノ欠損ヲ生スルカ故ニ容易ニ採用スル能ハサル実況ナリ、故ニ此等当業者ノ希望ニ向テ解決ヲ告ケントセハ、結局酒類ヲ貯出課税ト為スノ要アルカ如シ、然レトモ貯出課税ハ倉庫ノ設備、税金利用ノ状況、収入額ノ減少等諸種ノ事由ニ依リ、到底近キ将来ニ実行ヲ見ル能ハサルヲ以テ、姑ク現行法ヲ維持スルノ外ナキモノト信ス、依テ各局ニ於テハ小製造家ヲシテ任意的資本ノ合同ヲ行ハシムルノ方針ヲ採リ、徵稅ノ取締ヲ便ナラシムルト共ニ一面貯出課税ノ実行ヲ早カラシメムコトヲ望ム

第十 政府ニ於テ醤油醸造試験ヲ為スノ計画アリ、試験事項其ノ他ニ関シ意見アラハ開申セラレムコトヲ望ム
(答申ノ要領) 本問ニ關シテハ醤油醸期ノ短縮、原料製麴ノ改善、副産物ノ利用法、其ノ他製品ニ生スル微ノ除却法等、生産費ノ節減、製品ノ改良ニ關スル研究ヲ遂クヘシトノ希望アリタリト雖、会長ヨリ本問ハ別ニ差急キタル事項ニアラサルヲ以テ、尚各局ニ於テ詳細ノ考究ヲ遂クルト共ニ、親シク当業者ノ意向ヲ聴取シタル上別途申報セラレタキ旨ヲ宣言セリ

第十一 織物消費税ノ施行上、左ノ各項ニ付各局ノ取扱ヲ一定ナラシムルノ可否如何

イ 課稅標準等級編成ノ方法

ロ 課稅標準価格ノ変更ヲ必要トスル場合

ハ 変更課稅標準価格ノ決定方法

(答申ノ要領) (一) 課稅標準等級編成ノ方法ヲ一定スルコトニ關シテハ、本年三月東京局主催織物稅協議会ニ於テ協定シタル左記織物課稅標準価格表記載例ニ付逐条審議ヲ遂ケタルニ、格別ノ異議ナク之ヲ修正可決シ、主稅局ニ於テ尚再査ノ上通牒スルコトニ決セリ

織物課稅標準価格表記載例
〔省略〕

(二) 課稅標準価格変更ノ時機及方法ヲ一定スルコトニ付テハ

一 三ヶ月毎ニ前三ヶ月間ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課稅標準価格ニ対シ一定ノ増減差（従来ノ協定ニ依

ル）アルトキニシテ、當時尚持続ノ傾向アルトキ変更スルコト

二 三ヶ月毎ニ取引価格ヲ調査シ、之カ現行課稅標準価格ニ対シ一定ノ増減差ヲ生シタルトキ変更スルコト

三 取引価格ノ高低カ二ヶ月間同一ノ傾向ヲ持続シ、尚将来之ヲ持続スルノ状アル場合ニシテ、當時ニ於ケル取引

価格カ現行課稅標準価格ニ対シ一定ノ増減差アルトキ変更スルコト

四 一年毎ニ前一ヶ年間ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課稅標準価格ニ対シ一定ノ増減差ヲ生シタルトキ変更スルコト

五 或ル一月中ノ平均取引価格ヲ調査シ、之カ現行課稅標準価格ニ対シ一定ノ増減差アルトキニシテ、爾後二ヶ月間同一ノ傾向ヲ持続シタルトキ変更スルコト

六 一年二回ノ一定時（三月九月）ニ於テ前二月中ノ平均取引価格ヲ調査シ、之力現行課税標準価格ニ対シ一定ノ増減差アリ、尚将来其ノ傾向ヲ持続スル状アルトキ変更スルコト

等種々ノ説出タルモ結局左ノ通可決セリ

一 取引価格ハ常ニ注意シ居リ、前二ヶ月ノ平均取引価格ノ十一分ノ八力課税標準価格ニ対シ五分以上ノ減差又ハ一割以上ノ増差ヲ生シタルトキハ之ヲ改訂スルコト、但シ調査當時ノ取引価格ノ十一分ノ八力課税標準価格ニ対シ五分未満ノ減差又ハ一割未満ノ増差トナル傾向アルトキハ此ノ限ニ在ラス

（主税局長ノ演述）本問決議事項ノ実行ニ付テハ、尚主税局ニ於テ調査ヲ遂ケタル後何分ノ通牒ヲ為スヘシ
織物税ニ対スル世上ノ批難ハ近來漸ク減退シタリト雖、動モスレハ物議ヲ醸シ易キヲ以テ、本税ノ施行ニ付テ
ハ尚一層ノ注意ヲ加ヘラレムコトヲ望ム

織物消費税ノ実施以來、漸次編物、組物等ノ如キ織物類似品ノ生産増加シ、織物ノ需要ヲ侵蝕スルニ至リタル
ヲ以テ、此等類似品ニ対シテ謀税スルニアラサレハ負担ノ權衡ヲ失ストノ議論アリ、早晚其ノ解決ヲ為ササ
ルヘカラサルカ故ニ、今後之ニ關スル調査ヲ求ムルコトアルヘキニ付、予メア察セラレムコトヲ希望ス
第十二 印紙税法施行ノ状況如何

（答申ノ要領）印紙税ノ脱漏多キ事實ハ各地同様ニシテ、之力矯正策ニ付テハ夫々定期及臨時ノ検査ヲ励行セリト
雖、営業者ニ於テ故ラ送状、売買仕切書等ノ形式ヲ變シテ脱税ヲ謀ルノミナラス、一般ニ印紙ノ脱税ハ左程ノ
罪悪ト思料セサルノ状アルヲ以テ其ノ矯弊ハ容易ノ業ニアラス

（主税局長ノ演述）印紙ノ脱税多キハ一般ニ認メラルル状況ニシテ、到底検査ノミノ手段ヲ以テ完全ナル矯正ヲ期
スヘカラス、故ニ一面銀行会社其ノ他多クノ印紙貼用ヲ要スヘキ営業者ニ対シテ、徐ニ納税ノ義務ヲ鼓吹スル

ノ方法ヲ採り、検査ト相待テ其ノ矯弊ニ努力スルノ捷徑ナルヲ認ム

第十三 間税監視事務執行ノ状況及其ノ成績如何

(答申ノ要領) 間税特ニ酒税ノ取締ニ関シテハ、税務署監視ノ外各監督局ニ特別監視制度ヲ設ケテ監視力ノ周到ヲ期スルト共ニ、予メ営業者ノ正否ヲ甄別シテ其ノ検査ニ寛厳アラシメ、他面地方官衙ト協議シテ隨時納税義務ノ尊重スヘキコトヲ説話シ、犯則ヲ事後ニ検挙スルハ勿論之ヲ未萌ニ防止スルノ方針ヲ採リ、逐年良好ナル成績ヲ挙ケツツアリ、殊ニ秋田、仙台及丸亀局管内ノ如キ從來無免許酒造ノ激甚地ニ在リテハ客年経費ノ増配ヲ受ケ、爾来密造取締專担員ヲ置キ厳密ナル監視ヲ施シ、一時絶望シタル矯弊モ今ヤ漸ク其ノ曙光ヲ認ムルニ至リタリ

酒税以外ノ各税ニ對シテモ亦相当ノ取締ヲ執行セリト雖、未タ酒税ノ如ク特別ノ施設ヲ為スニ至ラス、漸次其ノ励行ヲ期スヘシ

(主税局長ノ演述) 特別監視制度施行ノ成績良好ナルハ喜フヘキ所ニシテ、今後尚其ノ続行ヲ希望スルモ、之カ実際ノ施行ニ当リハ往々物議ヲ醸スヘキカ故ニ従事員ノ行動ヲ慎重ナラシメ、特ニ一地方ニ多数ノ監視力ヲ集中スル場合ニ在リテハ、相当ノ監督員ヲ付シ其ノ言動ヲ節制セシメラレムコトヲ望ム

第十四 税法整理後ニ於ケル租税負担ノ状況及徵収ノ成績如何

(答申ノ要領) 前年税法整理ノ結果、地租、営業税ヲ始メ其ノ他ノ各税ニ於テ税率ヲ輕減セラレ、国民一般ニ喜色アルノミナラス徵税上ノ便宜少カラスト雖、施行後日尚淺ク其ノ負担ノ状況ヲ具体的ニ知ル能ハス
仮令国税ニ輕減スルモ地方税ノ負担ハ逐年增加スル傾向アリテ、国民ノ苦痛ハ毫モ減セサルノ状況ナルヲ以テ、政府ハ相当ノ監督ヲ施シ之ヲ節制セラルノ必要アリト認ム

租税ノ徵収ニ関シテハ各納期毎ニ市区町村ヲシテ納税者ノ督励ヲ為サシムルト共ニ、臨機稅務署員ヲ派シテ市区町村吏員ヲ補助セシムルノミナラス、一面機會アル毎ニ地方官衛ニ協商シテ國民ニ納稅義務ヲ鼓吹シ、徵稅成績ノ優良ナル市区町村ヲ表彰スル等各般ノ施設ヲ為シタルヲ以テ、各地トモ逐年其ノ成績良好トナリタリ租税滞納ノ弊ハ從來大ナル市街地ニ甚シクシテ當該市区吏員ノ冷淡ナルニ因ルモノ多シ、依テ特ニ之ヲ督励スルト共ニ振替貯金ノ取扱ヲ勧奨シテ納稅ノ便宜ヲ計リタル為、近時稍其ノ面目ヲ改ムルニ至レリ

完納市区町村ノ表彰ハ各局之ヲ実行セルモ、監督局限リ一片ノ表彰状ヲ交付スルノミニテハ効果多カラサルヲ以テ、其ノ成績特ニ優良ナルモノニ対シテハ大蔵大臣ヨリ表彰スルカ、又ハ金品ヲ付与スルノ途ヲ開カレムコトヲ希望ス

(主税局長ノ演述) 租税負担ノ状況ニ付テ予期セシ如キ答申ヲ得サリシハ極メテ遺憾トスル所ナルヲ以テ、今後尚相当ノ調査ヲ遂ケ置カレムコトヲ望ム

由來稅務執行ノ當局者ハ常ニ國民負担ノ実況ヲ察シ適當ノ施設ヲ採ラサルヘカラス、故ニ地方經濟ノ状況ヲ調査スルハ勿論、個人ノ職業貧富等ニ依リ其ノ収益ノ消長及租税負担ノ輕重ヲ精査シ置キ諸種ノ参考ニ供セラレムコトヲ要ス

租税ノ徵収ニ關シテハ各般ノ施設ニ依リ漸次良好ノ成績ヲ呈スルハ喜フヘキ現象ニシテ、殊ニ大阪、仙台、名古屋各市ノ如キ從來滯納ノ弊最モ甚シク、之力矯正ハ一時絶望ノ觀アリタルニ拘ラス、今ヤ其ノ面目ヲ改メムトスルニ至リタルハ、全ク當該局ノ施設計画其ノ宜シキヲ得タル結果ニ外ナラス、故ニ之ヲ各地ニ施シテ爾今一層ノ奮励ヲ望ム

成績良好ナル市区町村ニ對シ表彰状ヲ交付スルハ大ニ可ナリト雖、若シ之ヲ濫發スルトキハ其ノ効果著シク減

殺セラルヘキカ故ニ、之カ交付ハ宜シク慎重ノ態度ヲ採リ、其ノ成績特ニ優秀ナリト認ムル或ル僅少ノ市区町村ヲ限リ、尚其ノ成績ノ詮衡ニ当リテモ單ニ国税ノミニ付テ勘案スルコトナク、広ク地方税及公課ノ納入状況ヲモ之ヲ参酌セムコトヲ要ス

今回地租徵收ニ關スル市町村交付金ノ制設ケラレタルニ付テハ、成ルヘク之ヲ租稅ノ徵收上ニ使用セシメ、以テ其ノ成績ノ改進ヲ期セサルヘカラス、此ノ点ニ關シテハ別ニ内務當局者ト協議スル所アルヘキモ、尚各局ノ市区町村督励上ニ於テ注意アラムコトヲ望ム

第十五 延滞金徵收ノ条件及手續別紙ノ通制定セムトス、之ニ關スル意見如何

(別紙)

國稅徵收法施行規則中改正勅令案

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 國稅徵收法第九条ニ依リ延滞金ヲ徵收スルハ、左記各号ニ該當スル場合ニ限ル

- 一 稅金額十円以上ナルトキ
 - 二 督促状ノ指定期限七日以上ナル場合ニ於テ、其ノ期限内ニ税金ヲ完納セサルトキ
 - 三 当該納期限前一年以内ニ於ケル納期限ノ國稅徵收ニ付督促状ヲ受ケタル者ニ係ルモノナルトキ
 - 四 公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又ハ督促ヲ受ケタルモノニ非サルトキ
- 前項ノ延滞金ハ税金額百円ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ、納期限ノ翌日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄ノ日數ニ依リ之ヲ計算ス

前項ニ依ル計算金額十錢未満ナルトキハ之ヲ徵收セス

第十二条、第十七条及第二十九条中「督促手数料」ヲ「督促手数料、延滞金」ニ改ム

第十六条中「差押調書二通ヲ作リ」ヲ「差押調書ヲ作り立会人アルトキハ」ニ、「通ハ」ヲ「謄本ヲ」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年法律第三十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

延滞金徵收手続

延滞金ハ督促手数料ト異ナリ其ノ金額不確定ナルヲ以テ、督促手数料ノ如ク督促状ニ其ノ金額ヲ掲ケ納付書ヲ添ヘ
発付スルコトヲ得ス、從テ滞納税金及督促手数料ヲ金庫ニ納付セシムル場合ハ、金庫ヨリ其ノ税金及手数料等ヲ領
収シタル通知ヲ受ケタル後ニアラサレハ延滞金ハ徵收スルコトヲ得サルニ至ルヘシ、斯クテハ税務署ニ於ケル延滞
金ノ徵収上多大ノ手数ヲ要スルノミナラス、納税者ノ手数ヲ増スニ至ルヘキヲ以テ、税金手数料等ト同時ニ徵收ス
ル方法ヲ採ラサルヘカラス、其ノ最良ノ方法ト認ムヘキハ滞納者ニ対シ延滞金ヲ徵收スル場合ハ、金庫ニ納付ヲ命
セシシテ税務署ニ納付ヲ命スルコトトナシ、而シテ督促状ヲ発付スルニ当リ勅令ニ定ムル条件ヲ具備スルモノニ対
シテハ、延滞金ヲ徵收スルコトアルヘキ旨ヲ付記シ、税務署ニ於テ其ノ滞納税金及手数料ヲ領收スル場合ニ延滞金
ヲ計算シ、税金及手数料ト同時ニ徵收スルニ在リ(税金及手数料ト同时ニ領收ノ手続ヲ為スモノトス)、以上ノ方法ニ依ル施行細
則ノ改正案左記ノ如シ

尚、右ノ方法ニ依リ延滞金ヲ徵收スルニ付テハ、先ツ其ノ徵收スヘキ条件ノ具備スルヤ否ヤ、特ニ一年以内ニ督促
ヲ受ケタル者ナリヤ否ヤノ調査上、滞納者ノ多数ナル税務署ニ在リテハ繁雜ナル手数ヲ要スヘク、之力為ニハ予メ
滞納者名簿ノ如キモノヲ調製セサルヘカラサルニ至ルヘシト雖モ、是等ハ各局署ノ適宜ニ任スルヲ可トスヘキヲ以
テ、別ニ規定ヲ設クルノ必要ナキモノト認ム

国税徵収法施行細則中改正案

明治三十年大蔵省令第十号国税徵収法施行細則中左ノ通改正ス

第六条ノ一 税金納付ノ督促ヲ為ストキハ、税務署長ハ第六号書式ノ督促状ヲ発スヘシ

前項ノ督促ヲ為ス場合ニ於テ、延滞金ヲ徵収スヘキモノハ督促状ニ其ノ旨ヲ記入スヘシ

第六条ノ二 前条ノ督促状ヲ発スル場合ニ於テ、金庫ニ納付セシムルモノニ付テハ第七号書式第八号書式ノ納付書ヲ添付スヘシ

但シ、収税官吏ノ納稅告知書ヲ発シタル税金ニ係ルトキハ、第七号書式ノ納付書ヲ添付スルヲ要セス

第六条ノ三 納稅人督促ヲ受ケ税金、督促手数料及延滞金ヲ收税官吏ニ納付スヘキトキハ納稅告知書ヲ添付シ、税金及督促手数料ヲ金庫ニ納付スヘキトキハ納稅告知書及納付書ヲ添付スヘシ、但シ金庫ニ納付スヘキ場合ニ於テ市町村ノ徵収スヘキ国税ニ係ルトキハ納稅告知書ヲ添付スルヲ要セス

第六条ノ四 督促状ニ記載スヘキ納付場所ヲ税務署ト指定シタル場合ニ於テ、市町村ノ徵収スヘキ国税ニ係ルトキハ収税官吏ハ市町村ノ發シタル納稅告知書ヲ以テ税金ヲ領収スルコトヲ得

第七条中「税金及督促手数料」ヲ「税金、督促手数料、延滞金及」ニ改ム

第一号様式、第三号様式、第八号様式ノ備考中及第九号書式、第十二号書式中「督促手数料」ノ下ニ「延滞金」ヲ加フ、第六号書式ニ左ノ備考ヲ加フ

備 考

一 延滞金ヲ徵収スヘキモノニ付テハ、本文ノ次ニ左ノ一項ヲ記入スヘシ

「前項ノ指定期限ヲ経過シタルトキハ、納期限ノ翌日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄、税金額百円

二付一日四錢ノ割合ニ依ル延滞金ヲ徵收スヘシ」

附 則

本令ハ明治四十四年勅令第 号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(答申ノ要領) 本間延滞金徵收ノ条件ニ関シ、納稅額十円ノ制限ハ税金分納ノ如何ニ依リ尚低下スルノ必要アリ、督促状指定期限ノ七日ハ長期ニ失シ、当該納期前一年以内ニ於ケル滯納者ノ調査ハ困難ナリト云ヒ、又延滞金ノ割合四錢ハ甚タ低キニ失セリト云フカ如キ、異論百出シテ帰一スル所ナシ、遂ニ特別委員ノ調査ニ付スルコトトシ、二回其ノ委員ヲ代ヘテ審議ヲ遂ケ漸ク左ノ二案ヲ得タリ

(第一案)

国税徵収法施行規則中改正勅令案

国税徵収法施行規則中左ノ通改正ス

第十一条ノ二 前条ニ依リ督促ヲ為シタル場合ニ於テハ、税金額十円迄毎ニ一日五厘ノ割合ヲ以テ、納期限ノ翌日ヨリ税金ノ完納又ハ財産ノ差押ノ日迄ノ日数ニ依リ延滞金ヲ徵收ス

左記各号ノ一二該當スル場合ニ於テハ延滞金ヲ免除スルコトヲ得

- 一 督促状指定期限内三税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ
- 二 納稅告知書一通ノ税金額十円未満ナルトキ
- 三 納稅者ノ住所若ハ居所カ帝国内ニアラサル為、又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル為、公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

四 前項ニ依リ計算シタル金額カ十錢未満ナルトキ

五 滞納ノ原因力酌量スヘキ情状アルトキ

第十二条、第十七条及第二十九条中「督促手数料」ヲ「督促手数料、延滞金」ニ改ム

第十六条中「差押調書二通ヲ作り」ヲ「差押調書ヲ作り立会人アルトキハ」ニ、「一通ハ」ヲ「謄本ヲ」ニ改ム

附 則

本令ハ明治四十四年法律第三十七号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内 訓 案

左記各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ延滞金ノ徵収ヲ免除スヘシ

- 一 督促状指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ
- 二 当該納期直前ニ於テ連続シテ二回以上ノ督促ヲ為シタルモノニアラサルトキ
- 三 税金額十円未満又ハ延滞金十錢未満ナルトキ、但シ当該納期直前ニ於テ連続シテ三回以上ノ督促ヲ為シ、滯納矯正上必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 四 不動産ヲ売却スルニ非サレハ納税ノ資力ナシト認ムルトキ
- 五 其ノ他税務監督局長ニ於テ酌量スヘキ情状アリト認メタルトキ
延滞金徵収ノ手続

原案ヲ是認ス

国税徵収法施行細則

改正案中左ノ通修正ス

第六条ノ一第二項ヲ削除ス

第六条書式中督促手数料ノ次ヲ左ノ如ク改ム

一 納期限ノ翌日ヨリ税金額十円迄毎ニ一日五厘ノ割合ニ依ル金額

延滞金

右何日限何税務署へ納付スヘシ、但シ同日迄ニ税金及督促手数料ヲ納付シタルトキハ延滞金ヲ免除ス
前項ノ期限ヲ過ぎ完納セサルトキハ直ニ財産差押ノ処分ヲ為スヘシ

年 月 日

税務署長

官 氏 名 印

(第二案)

国税徵收法施行規則中改正勅令案

國稅徵收法施行規則中左ノ通改正ス

第十一條ノ二 前条ニ依リ督促ヲ為シタルトキハ、税金額十円ニ付金十錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵收ス
左記各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ延滞金ヲ免除ス

一 督促状指定期限内ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキ

二 納税者ノ住所若ハ居所カ帝国内ニアラサル為 又ハ其ノ住所居所共ニ不明ナル為、公示送達ノ方法ニ依リ
納税ノ告知又ハ督促ヲ為シタルトキ

三 纳税告知書一通ノ税金十円未満ナルトキ

四 天災其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ滞納シタルトキ

五 同一税務署所管内ニ於テ同一税目ノ直前納期ニ於テ督促ヲ受ケタルモノニアラサルトキ

六 納期ヲ繰上ケ徵収ヲ為シタルトキ

第十二条以下第一案ニ同シ

(延滞金徵収ノ手続ハ現行ノ督促手数料ノ取扱三準シ金庫ニ於テモ納付セシムルコト)

右二案ハ各賛成者相半ハシ、尚第二案ニ在リテモ其ノ第十二条ノ二第二項第一号ノ削除ヲ主張スルモノアリテ意見一致セス、結局其ノ取捨選択ヲ主税局ニ一任スルコトトナレリ

第十六 滞納処分ニ関スル監督状況如何

(答申ノ要領) 滞納処分ニ関スル取扱規程ハ之ヲ厳密ニ制定シ、之力実際ノ監督ニ付テモ隨時局員ヲ派シ処分執行ノ事蹟ニ就テ事後ノ監督ヲ為スト共ニ、執行ノ現場ニ臨ミ指導セシムルノ方法ヲ採レリト雖、税務署長ハ他ノ事務繁劇ノ為自ラ其ノ執行ノ任ニ当ル能ハサル事情アルノミナラス、其ノ監督亦充分ナル能ハス、兎角取扱規程ノ実行意ノ如クナラサルヲ憾トセリ、今後一層ノ監督ヲ加ヘ規程ノ励行ヲ企図スヘシ

(主税局長ノ演述) 滞納処分ニ関スル監督規程如何ニ完備スルモ、其ノ実行之ニ伴ハサルトキハ不可ナリ、近來執行吏員ノ不正行為又ハ不当処分増加ノ状ヲ見ルハ頗ル遺憾トスル所ナルヲ以テ、内外トモ一層厳密ナル監督ヲ施シ、尚從来屢次ノ内訓通牒ノ如ク、滯納処分ヲ以テ税務署長本然ノ事務トシ、徒ニ下僚ニ一任スルコトナキヲ望ム

第十七 賦課事務ト徵収事務トノ間ニ連絡ヲ欠クコトナキヤ、実際ノ状況如何

(答申ノ要領) 従来賦課事務ト徵収事務トノ連絡ヲ因ル為、伝告簿又ハ通知手帖等ノ様式ヲ定メテ互ニ知得シタル事項ノ通報ヲ為サシムルノ規程ヲ設ケ、相互事務ノ執行ニ便ナラシメムコトニ努力セリト雖、其ノ実行未タ充

分ナラスシテ、為ニ両事務ノ進捗ヲ阻害スルコト尠カラス、今後一層ノ励行ヲ期スヘシ

第十八 各局ニ對スル経費ノ配賦方法ニ關シ意見アラハ開申セラレムコトヲ望ム

(答申ノ要領) 主税局ヨリ別三提出シタル四十四年度内国税徵收費配賦額算出標準表三付、判任官ノ定員ニ於テ各局間權衡ヲ失セル嫌アルヲ以テ適実ノ改訂ヲ望ミ、當業税及所得税ノ調査旅費ノ算出標準タル納稅人員ハ、税務署所在地ニ係ルモノハ相當ノ斟酌ヲ要スヘク、雜給雜費ノ雇員給ハ特ニ不足ヲ感スルニ付増額ノ必要アリト云フノ外格別ノ意見ナシ

第十九 決算ノ批難事項ヲ減少セシムルコトニ關スル監督方法如何

(答申ノ要領) 決算批難ノ多クハ當業税、所得税及相続税ノ賦課方法ニ關シ、畢竟取扱者ニ法律上ノ素養之シキト、其ノ取扱方ノ粗漏ナルニ因ル、故ニ此等ニ付予メ注意ヲ与フルト共ニ、一面常ニ事後ノ監査ヲ嚴ニシ、其ノ更正シ得ヘキ誤謬ハ速ニ之ヲ訂正セシムルノ方法ヲ探ルノ外ナク、現ニ之ヲ實行シツツアルモ将来尚一層ノ注意ヲ為スヘシ

(主税局長ノ演述) 租税ノ賦課徵収ニ關スル会計検査院ノ批難事項ハ逐年增加ノ傾向アリ、特ニ四十一年度ノ決算ニ於テハ單ニ法令ノ誤解又ハ取扱ノ粗漏ニ因ルニアラスシテ、取扱者カ納稅者ノ請託ヲ容レテ脱税セシメタル力如キ、稅務官吏ノ不正行為ニ基クモノ五件ノ多キヲ示セルハ頗ル遺憾ナリ、故ニ取扱者ヲシテ法令ノ研究ト事務ノ練熟ヲ為サシメ、以テ賦課ノ正確ヲ期スヘキハ勿論、事前事後ノ監督ヲ厳ニシ、尚会計検査院ノ審理書ニ対スル答弁ヲ為スニ當リテハ特ニ慎重ノ注意ヲ加ヘ、累ヲ後日ニ貽ササラムコトヲ望ム

第二十 稅務官吏ノ言動動作ニ関スル平素ノ訓練及監督ノ状況及将来ノ改善方法如何

(答申ノ要領) 吏員ノ選任ヲ慎重ニスル為其ノ採用ニ當リテハ先任者ニ於テ之ヲ保証セシムルノ外、服務其ノ他ニ

関スル誓約ヲ為サシメ、一般ノ史員ニ付テハ予メ印刷ニ付シタル服務綱要ヲ交付シテ常ニ之ヲ携帶セシメ、尚局長監督官等出張ノ際ハ精神修養ニ関スル講話ヲ為シテ各員ノ奮發ヲ促シ、予テ別ニ身分性行秘録ヲ備ヘテ各員ノ短所ニ付臨機戒飭ヲ怠フサル等、各般ノ手段ニ依リ人格ノ修養、品性ノ陶冶ヲ計リ、特ニ史員ノ言語動作ヲ慎重ナラシムルコトニ付テハ、常ニ訓告ヲ為スノミナラス臨時監督員ヲ職務執行ノ現場ニ同行セシメ其ノ監督ヲ行ヒツヽアリ

(主税局長ノ演述) 各局税務官吏ノ服務監督規程ハ遺漏ナク平素ノ監督方法亦十全セリト雖、各員ノ実踐躬行ハ極メテ至難ノコトナルヲ以テ、常時ノ訓練、精神ノ修養ヲ計ルコト最モ必要ナルト共ニ厳密ナル監督ヲ施シ、以テ其ノ賞罰ヲ明ニセサルヘカラス

若シ夫レ税務官吏ノ言動ニ付テハ多年ノ訓練ヲ経テ今ヤ敢テ粗暴ニ涉ルコトナカルヘシト雖、元来税務ノ執行ハ人民ノ喜ハサル所ナルヲ以テ、苟モ税務官吏ノ言動ニシテ批難スヘキ点アランカ、忽チ人民ノ反感ヲ買ヒ到底物論ヲ免ルル能ハス、特ニ注意アラムコトヲ望ム

税務署長ニシテ往々自ラ部下ノ監督ヲ忽緒ニシ、又其ノ管内ノ概況スラ之ヲ知得セサルモノアリト聞ク、斯クノ如キハ甚々迂遠ノ誹ヲ免ルル能ハサルノミナラス、署長トシテノ資格ナキモノト謂ハサルヘカラス、税務署長執務ノ監督ニ付テハ爾今一層ノ注意ヲ望ム

第二十一 輸入大豆ヲ使用シテ肥料ヲ製造スル場合ニ輸入税ノ払戻ヲ受ケムトスルニハ、一箇年輸入大豆ノ使用見込高三十万斤以上ノ製造者ニ非サレハ製造認許ヲ与ヘサル規定ナルカ、右使用見込高ヲ拡張スルノ要ナキヤ、又菜子、胡麻子、桂胡麻子、亜麻子、葛麻子、大麻子等ヲ輸入シ肥料ヲ製造スル場合ニ同様ノ認許ヲ与フルトセハ、原料使用見込高ヲ何斤ト定ムルヲ適當ナリトスルヤ

(答申ノ要領) 本問前段ノ制限ニ付テハ大凡五十万斤以上トスルヲ可トシ、後段払戻種目ノ拡張ニ関シテハ現在既ニ人員ト経費トノ充分ナル能ハサルヲ以テ、其ノ取締上遺憾ノ点ナシトセス、依テ新ニ相当ノ人員及経費ヲ増配セラルルナラハ、之カ拡張ヲ実行セラルモ可ナリ、而シテ其ノ原料使用見込高ハ大豆ト同シク五十万斤以上三定ムルヲ適當ト信ス

協議事項〔省略〕

(昭44年7月4日)

92 明治44年4月 直税関係取扱件数報告

四十四年四月廿日立案

直第五七二号

主任印

署長印

課員印

直税二関スル取扱件数取調報告ノ件

案

年 月 日

署名

局宛

直第八五七号ニ対スル報告

一 左記事項ニ関シ取扱タル筆数

	(イ) 年期明地価設定修正並ニ地目地類変換地地価修正	四、〇六三筆
	(ロ) 有租地成地目反別誤謬	三六筆
	(ハ) 荒地低価地ノ復旧	七五同
	(二) 諸年期付与(荒地ヲ除外)	九六三同
	(ホ) 地目地類変換届、開墾届	四八七同
	(ヘ) 官地成免租地成	六同
	(ト) 荒地免租年期	
	(チ) 地目地類変換地ノ取消	
	(ナ) 分合筆(分筆ハ新筆合筆ハ元筆ヲ掲タルモノトス)	
	(ヌ) 開墾廃止、地図訂正、住所氏名訂正	一、七五一同
	(ル) 登記所へ異動通知シタルモノ	二四四同
	(ヲ) 市町村へ異動通知シタルモノ	七、四五〇同
	(ワ) 土地台帳謄本ヲ下付シタルモノ	七、六九五同
	(カ) 土地証明書ヲ下付シタルモノ	六、七四六同
	(コ) 登記所ヨリ登記済通知ヲ受ケタルモノ	六〇同
一		一〇、八〇一同
二		二〇六件
三	市町村地価地租報告件数	
四	土地台帳登録税納税人員	九二人
	土地検査延日数	一四二日

五	第一種所得決定ヲ為シタル件數	(無所) 得共	三〇件
六	第三種所得決定ヲ為シタル人員	(イ) 債給給料等ノミニ依ル所得決定 (ロ) 其他ノ所得決定	九五〇人
七	所得稅調查ノ為メ序下外ニ出張シタル延日數	三、八〇八人	二八七日
八	所得稅法第四十一条ニ依リ更訂ヲ為シタル人員	二〇人	二九七人
九	所得稅納稅者異動人員	一三七人	一三七人
十	所得稅誤謬訂正若クハ審查請求人員	二、四五三人	二、四五三人
十一	營業稅納稅人員	一八四人	一八四人
十二	營業稅課稅標準算定ヲ為シタル人員	三三六日	三三六日
十三	營業稅課稅標準調查ノ為メ序下外ニ出張シタル延日數	一一	一一
十四	營業稅法第三十一条ニ依リ改算ヲ為シタル人員	二三六人	二三六人
十五	營業稅納稅者異動人員 (トモ)	五人	二人
十六	營業稅誤謬訂正若ハ審查請求人員	二、二一七人	二、二一七人
十七	通行稅納付(徵收者)人員	五六人	五六人
十八	相続稅法第十二条戸籍吏ノ報告人員	五九日	五九日
十九	相統稅課稅價格決定ト為シタル人員	一一九件	一一九件
二十	相統稅調查ノ為メ序下外ニ出張シタル延日數	鉱業権ヲ有スル鉱区數	鉱業権ヲ有スル鉱区數
二十一	鉱業権ヲ有スル鉱区數		

二十二 鉱区異動取扱件数	四三件
二十三 直税事務ニ関シ收受シタル文書ノ件数	三二、〇八八件 <small>(同一件名ニシテ教ヶ所ヨリ受 セシモノハ數件トスルコト)</small>
二十四 直税事務ニ関シ発送シタル文書ノ件数	三五、二九一件 <small>(同一件名ニシテ教ヶ所ニ発送 セシモノハ數件トスルコト)</small>
二十五 直税用務ノ為序下出張延日数 <small>(土地検査 ヲ除ク)</small>	一二三日

直第八五七号

明治四十四年四月十一日

熊本税務監督局印

税務署

左ノ区分ニ從ヒ明治四十三年分取扱実蹟精確ニ調査ノ上、本書到達拾日以内ニ報告セラルヘシ
一 左記事項ニ関シ取扱ヒタル筆数

〔項目は省略〕

（昭
59

福岡

1

93 明治44年12月 密造取締功労警察官に謝金支出の件

秘第三三八号

明治四十四年十二月九日

仙台税務監督局印

税務署

謝金支出三閑スル件

酒類密造犯取締ニ関シ功劳アリタル警察官ニ謝金ヲ贈与スルノ件ニ關シ、宮城県警察部長ト別紙ノ通照覆致候条、御了知相成度

右内牒候也

秘第三三四号

明治四十四年十二月六日

仙台税務監督局長

宮城県警察部長殿

謝金支出三閑スル件

宮城県下ニ於ケル酒類密造犯取締ニ關シテハ從来多大ノ御援助ヲ得、為三年次矯正上ノ効果ヲ顯ハシ來リタルハ、地方ノ為メ甚々喜フヘキ現象ニ有之候、右ニ關シ前年度マテ貴部下適任者ニ対シ、酒類取引狀況取調方ヲ嘱託シ、夫々謝金ヲ支出シ來リ候處、本件ハ昨日來局員ヲ以テ再応御交渉及置候通、御差支ナキ限り將來左記方法ニ麥更致度見込ニ有之候条、御異見モ無之候ハ、貴管下各警察署長ヘモ御内牒煩シ置キ度

右特ニ御照会ニ及候也

記

- 一 警察官ノ酒類密造取締ニ閔スル功劳ハ、税務署長ヲシテ各警察署長ニ協議調査シ本局ニ内申セシム、但警察署長ノ分ハ税務署長ヨリ直接具申セシム
- 二 本局ニ於テハ全般ノ報告ヲ取纏メ詳査シ、別ニ定メタル一定ノ標準率ニ照ラシ最モ公平ニ贈与額ヲ決定ス
- 三 別項決定金額ハ金券及書面ヲ添ヒ貴官ヲ経テ各本人ニ交付ス

以上

保秘発第一二三九号

明治四十四年十二月七日

宮城県警察部長

仙台税務監督局長宛

酒類密造犯取締ニ閔スル功劳者御取扱方ニ閔シ、昨六日秘第三三四号付御内牒ノ趣了承、右御提案ニ對シ別ニ異存無之、尚警察署長ニ対シテハ其旨内示致置候間、御了承有之度

及回答候也

追テ、第二項ノ金券及御書面ハ、所轄税務署長ヲ経テ当該警察官署長ニ御回送ノコトヽシ、其金額及氏名丈御通報ヲ領度、此段申添候

秘第三三七号

明治四十四年十二月八日

宮城県警察部長宛

仙台税務監督局長

謝金支出方ニ閲スル件

酒類密造犯取締ニ関スル功労者取扱方ニ閲シ、本月七日付保秘発第一二三九号御回答ノ趣了承、追書ノ事項ニ就テハ
御意見ノ通可致候条、御了知相成度

右及御通知候也

94 明治44年12月 税法改廃意見提出の件

経庶第八九四号

明治四十四年十二月十三日

税務署長殿

熊本税務監督局

(平12 仙台 722)

調査上必要有之候ニ付、左記事項ニ関スル意見詳細ニ且ツ具体的ニ記述シ、來ル一月十五日迄提出セラルヘシ追テ、右意見ハ国税、地方税別トシ、更ニ各項毎ニ別紙ニ記載セラルヽコト

- 一 現行税制中根本ノ組織其宜ヲ得サルモノアリヤ
- 二 現行税制中負担ノ權衡ヲ失スルモノナキヤ
- 三 現行税制中徵稅ノ簡便ヲ欠クモノナキヤ
- 四 現行税制中条文ノ不備ナルモノ存セサルヤ
- 五 其他改善ヲ要スル事項如何
- 六 新税ノ創設ヲ要スヘキモノアラハ之カ組織如何

経庶第九一〇号

明治四十四年十二月廿三日

税務署長殿

熊本税務監督局

本月十三日付経庶第八九四号税法改廃ノ件ト相牽連シテ、税務執行上繁文ヲ除キ事務ヲ簡捷ニスル方法ニ付テモ、同様一月十五日迄ニ提出セラルヘシ

追テ、右意見ノ結果法令ノ改廃ヲ要スルモノアルトキハ、夫々指示詳述セラルヘキコト

直税課

一 現行税制中根本ノ組織其宜ヲ得サルモノアリヤ

常業税

現行常業税法ハ主トシテ総収入ヲ基礎トスルカ故ニ、負担ノ權衡ヲ失スルコト大ナルモノアレハ之ガ組織ヲ変更スルコト、即チ総収入税ヲ収益税ニ变更スルニアリ

二 現行税制中負担ノ權衡ヲ失スルモノナキヤ

常業税

イ 物品販売業中、石油、肥料、ビールノ如キ薄利ナルモノト、呉服、西洋雑貨、売薬ノ如キ厚利ナルモノアルニ、等シク売揚高ニヨリ均一ノ課税ヲナスハ、負担ノ權衡ヲ失スルモノナルヲ以テ、売上金ニ対シ利純ノ異ナル毎ニ之ヲ定ムルコトニ改定シ度

ロ 問屋業ノ如キハ卸売業ト殆ト庭逕ナキ性質ノモノナルニ拘ラス、前者ニハ建物賃貸価格ヲ課税ノ標準トセス、卸売業（物品販売業）ハ之ヲ課税ノ標準トセルハ頗ル不權衡ノ感アリ、仍テ問屋業ハ勿論、仲立業、信託業、周旋業ニモ建物賃貸価格ヲ課税ノ標準ニ加ヘ度

ハ 旅人宿業、料理店業ハ單ニ雇人員ノ数ノミヲ以テ課税ノ資格ヲ限定スルカ故ニ、家族多数（他人ヲ養女ノ名義ノ許三家族トナス者モ亦タ少カラス）ニシテ、雇人ヲ使用セサルモノト權衡ヲ失スルヲ以テ、右ハ單ニ従業者ト改定シ度

二 請負業ノ内、穀物搗碎業ノ請負金、洗濯業者ノ同上ノ如キハ、土木建築受負業、其他ト頗ル權衡ヲ失スルカ故

ニ改定シ度

所得税

所得税ハ法人ト個人トニヨリ負担ノ権衡ヲ失スル頗ル大ナルノ感アリ、仍テ法人ニ対シテハ現行法上ノ高率（少）クトモ合資、合名若クハ株主及社員ノ數二十一人未満ヲ以テ組織シタル株式会社、又ハ株式合資会社ニ対シニ改定シ度

〔マ二〕

現行税制中条文ノ不備ナルモノ存セサルヤ

所得税

イ 所得税法中、収税官吏三帳簿検査ノ権能ナキヲ以テ、殊ニ法人所得及銀行会社員ノ俸給等、虚偽ノ申立ヲナスモノアルモ之カ調査ヲ遂行シ難キ場合多ク、現況ヲ以テ推移セハ税金逋脱ノ目的ヲ以テ設立スル法人ハ益々増加スルヤ必セリ、仍テ営業税法同様収税官吏帳簿、物件検査ノ規定ヲ挿入スルコトニ致度

ロ 三十七年法律第十二号第三条ニ、市町村ハ前項ノ期日ヲ過キ報告セサルトキハ、収税官吏ハ其納額ヲ調査査定スルコトヲ得ルノ規定ヲ追加シ度、何トナレハ從來市町村ノ報告ハ甚タンク遅延シ、時ニ納期ノ終了ニ及フコトアリ、国税徵收法施行規則第二条ノ通知ヲ為ス能ハサルニ至ル而已ナラス、徵稅上種々ノ不都合ヲ生スル虞レアレハナリ

五 其他改善ヲ要スル事項如何

近時営業者ハ税金逋脱ノ目的ヲ以テ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲナシ、収税官吏之レカ調査ニ手数ヲ要スル、殆ト其繁ニ堪エサル而已ナラス、此弊ハ年々歳々增加ノ趨勢アルハ、畢竟制裁ノ輕微ナルニ基因スルモノト認ムルヲ以テ、営業税法第三十四条ノ制裁ハ之ヲ少ク共百円以下ニ改定シ度
所得税法中ニモ前同様ノ規定ヲ挿入シ度

六 新税ノ創設ヲ要スルモノアラハ之力組織如何

イ 医師、弁護士ヲ當業ト見做シ、収入及從業者ヲ課税ノ標準トシ營業税ヲ課シ度

ロ 屠場業者（屠場ヲ賃貸スル者）ニハ報償金額、從業者数ヲ、湯屋、玉突、理髮業、貸座敷ニハ建物賃貸価格及

従業者数ヲ、孰レモ課税ノ標準トシ營業税ヲ課シ度

ハ 貸家業者ニハ資本金額、従業者数ヲ標準トシ營業税ヲ課シ度

二 登録税法第五条中左ノ一項ヲ加ヘ度

十二 土地ノ分筆地価 千分ノ十

理由ハ登録税ハ或ル特種ノ事務ヲナス為ニ賦課スル負担ナルヲ以テ、既定ノ課税事項ト負担ノ權衡ヲ得セシム
ル為ニ由ル、而シテ其稅額モ何等ノ経費ヲ要セヌシテ、年々相応ノ収入アリト認ムルニ由ル

以上、国税

一 飲料用ノ醋酸ヲ嚴禁シ醤油税則ノ例ニ倣ヒ酢醪ニ造石税ヲ課スルコト

（但、造石税ハ一石ニ付武円以下トスルコト）

二 酒造税法第十三条ニ一酒造年度見込石数一石ニ付四円ノ割合トアルヲ拾円ト改正シタシ

（本条ハ造石税十二円ノ際ニ制定セラレタルモノニシテ、今日武拾円ノ造石税トナリシ場合ハ増加ノ必要ヲ認

ム

三 自家用醤油製造税ハ二期ニ分チ徵取スルモ、何レカ一期ニ於テ徵取スルコトニ改正シタシ

（第一種ノ如キハ全期分僅カニ五十錢ニシテ、之ヲ一期ニ於テ徵取スルモ納税者ニ於テ左程ノ苦痛ヲ認メサル

モノ、如シ、僅カノ税金ヲ二期ニ徵収スルハ徒ラニ手數ト費用トヲ要シ、納税者ニ於テモ却テ面倒見慮ママモ保シ難シ、二種以下石以上ノ諸味ヲ製造スルモノニアツテハ、第一種ノ納税者ヨリ寧ロ容易ニ納税シ得ルナラン、尤モ納期ハ国県町村税ノ尤モ閑ナル月ヲ見計之ヲ定ムルコト

(昭
59
福岡
1)